

参考資料

1 食育基本法

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条 第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条 第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条 第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う

能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子ども

もを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

（施行期日）



第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十一年六月五日法律第四九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

2 計画の策定経過

年 月	食育推進会議・保健医療審議会		高槻市食育推進計画推進本部		
平成23年	5月		平成23年度第1回高槻市食育推進計画推進本部会議		
	6月			平成23年度第1回高槻市食育推進計画推進本部幹事会	
	7月				
	8月	第1回高槻市食育推進会議	○第2次高槻市食育推進計画策定について		
	9月				
	10月	第2回高槻市食育推進会議	○食育に関するアンケート調査について	平成23年度第2回高槻市食育推進計画推進本部会議	平成23年度第2回高槻市食育推進計画推進本部幹事会
	11月		アンケート調査実施		
	12月				
平成24年	1月				
	2月	第3回高槻市食育推進会議	○食育に関するアンケート調査結果について ○本市における食の現状と課題について	平成23年度第3回高槻市食育推進計画推進本部会議	平成23年度第3回高槻市食育推進計画推進本部幹事会
	3月				
	4月				
	5月			平成24年度第1回高槻市食育推進計画推進本部会議	平成24年度第1回高槻市食育推進計画推進本部幹事会
	6月	第4回高槻市食育推進会議	○計画策定スケジュール ○数値目標達成状況について ○アンケート調査の検証・考察について ○現計画の課題について		
	7月				
	8月	第5回高槻市食育推進会議	○第2次高槻市食育推進計画(素案)について(第1章～第3章)	平成24年度第2回高槻市食育推進計画推進本部会議	平成24年度第2回高槻市食育推進計画推進本部幹事会
	9月				
	10月			平成24年度第3回高槻市食育推進計画推進本部会議	平成24年度第3回高槻市食育推進計画推進本部幹事会
	11月	第1回高槻市保健医療審議会	○第2次高槻市食育推進計画(素案)について		
	12月		パブリックコメント実施		
平成25年	1月			平成24年度第4回高槻市食育推進計画推進本部会議	
	2月				
	3月				

3 高槻市食育推進会議

(1) 高槻市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)の本旨に基づき、高槻市の食育の推進について幅広く意見を求めるため、高槻市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、意見を具申する。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 食育の推進に関係する団体の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部保健所総務医薬課及び政策財政部政策推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

高槻市保健医療審議会へ移行のため、平成24年8月31日をもって廃止

(2) 高槻市食育推進会議委員名簿

団体名・役職	氏名	備考
福祉企業委員会 委員	和田 孝雄	
文教市民委員会 委員	高木 隆太	平成 24 年6月7日まで
文教市民委員会 委員	笹内 和志	平成 24 年6月7日から
大阪医科大学 教授	玉井 浩	会長
大阪薬科大学 教授	藤本 陽子	
平安女学院大学 准教授	武智 多与理	平成 24 年6月7日まで
平安女学院大学 講師	露口 小百合	平成 24 年6月7日から
高槻市農業協同組合 営農指導員	松本 彦治	
高槻市医師会 理事	藤村 紫	
高槻市歯科医師会 常務理事	清水 宏満	
高槻市栄養士会 会長	藤辺 裕子	副会長 平成 24 年6月7日まで
高槻市栄養士会 会長	藤原 宣子	副会長 平成 24 年6月7日から
高槻市食生活改善推進協議会 会長	南野 弘子	
高槻市PTA 協議会 会長	山本 幸生	平成 24 年6月7日まで
高槻市PTA 協議会 会長	川人 隆文	平成 24 年6月7日から
市民（専門家）	爲後 喜光	
市民（公募）	松山 真理子	
市民（公募）	青木 友子	

平成 2 4 年 9 月 1 日から高槻市保健医療審議会に移行

4 高槻市保健医療審議会

(1) 高槻市保健医療審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成24年高槻市条例第36号）第5条の規定に基づき、高槻市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各々1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各々1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、会務を掌理する。

5 第2条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、同項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、同条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

6 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第5条 審議会又は専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の議長は、市長が行う。

附 則(昭和60年7月19日規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市医療問題審議会規則の規定は、この規則の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者から適用する。この場合において、当該委員の任期は、当該委嘱又は任命された日から起算する。

附 則(昭和62年5月6日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月18日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月6日規則第87号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の高槻市医療問題審議会規則第2条の規定により委員に任命されている者の任期並びにその者に係る定数及び任命区分については、改正後の高槻市医療問題審議会規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日規則第25号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)抄

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日規則第41号)

- 1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 高槻市保健所運営協議会規則（平成15年高槻市規則第10号）は廃止する。
- 3 高槻市事務分掌規則（平成24年高槻市規則第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 24 年 12 月 19 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(2) 高槻市保健医療審議会委員（食育）名簿

団体名	氏名	備考
福祉企業委員会 委員	和田 孝雄	
文教市民委員会 委員	笹内 和志	
大阪医科大学 教授	玉井 浩	会長
大阪薬科大学 教授	藤本 陽子	
平安女学院大学 講師	露口 小百合	
高槻市農業協同組合 営農指導員	松本 彦治	
高槻市医師会 理事	藤村 紫	
高槻市歯科医師会 常務理事	清水 宏満	
高槻市栄養士会 会長	藤原 宣子	副会長
高槻市食生活改善推進協議会 会長	南野 弘子	
高槻市PTA協議会 会長	川人 隆文	
市民（専門家）	爲後 喜光	
市民（公募）	松山 真理子	
市民（公募）	青木 友子	

平成24年9月1日発足

5 「高槻市食育推進計画」推進本部

(1) 「高槻市食育推進計画」推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本市の食に関する計画である「高槻市食育推進計画」(以下「計画」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るため、高槻市食育推進計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の推進と調整に関すること。
- (2) 推進計画の策定と策定に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他食育施策の推進について重要と認められること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、推進部員及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 推進部員及び本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 3 推進部員は、本部長及び副本部長を補佐し、計画の総括管理の中心的役割を務める。
- 4 推進部員及び本部員は、計画に基づいて、所管する室または課の施策の適切な推進を図るとともに進捗状況を管理する。
- 5 本部長は、必要と認めるときは、推進部員及び本部員に対し、計画の実施状況の報告を求めることができる。

(推進会議)

第5条 推進本部の会議(以下「推進会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め資料の提出及びその意見を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 推進本部は、その目的を達成し、また、円滑な運営を図るために推進本部に幹事会を置

く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる室または課の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 5 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者の出席を求め資料の提出及びその意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康福祉部保健所総務医薬課及び政策財政部政策推進室に置く。

- 2 事務局は、推進会議の庶務を処理する。
- 3 事務局は、計画の実施を担当する室または課からの相談等に対し、助言などを行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月28日から実施する。

この要綱は、平成23年5月6日から実施する。

この要綱は、平成24年4月13日から実施する。

【別表第1】(第3条関係)

推進部員	政策財政部長
	健康福祉部長
	子ども未来部長
	教育管理部長
	教育指導部長
本部員	教育長
	技監
	議会事務局長
	総務部長
	市民生活部長
	保健所長
	都市創造部長
	産業環境部長
	会計管理者
	自動車運送事業管理者
	水道事業管理者
	消防長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

【別表第2】(第6条関係)

幹事会	政策財政部		政策推進室	
	市民生活部		コミュニティ推進室	
			文化スポーツ振興課	
			市民生活相談課(消費生活センター)	
	健康福祉部		長寿生きがい課	
			保健所	総務医薬課
				保健衛生課
				健康づくり推進課
	子ども未来部		保育幼稚園総務課	
			子ども保健課	
			子育て総合支援センター	
	産業環境部		農林課	
			産業振興課	
			環境緑政課	
	教育委員会	教育管理部	総務課	
			保健給食課	
教育指導部		地域教育青少年課		
教育指導部		教育指導課		
水道部		総務企画課		

6 用語説明

あ行

磐手杜神社 みこしとぎよしんじ 神輿渡御神事

磐手杜神社で毎年5月5日に執り行われ、通称「馬祭」と呼ばれている。その記録は貞享2（1685）年の「村馬番覚書」までさかのぼることができ、祭礼は一ノ馬座と女郎座（二ノ馬座、三ノ馬座）の二座を中心とした宮座の氏子中による、初夏の季節の農耕儀礼である。（資料：文化財課）

うちのお店も健康づくり応援団の店

飲食関係団体と企業、行政等で構成する「大阪ヘルシー外食推進協議会」を中心に、大阪府民の健康づくりに役立つよう、飲食店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等に対して、メニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、ヘルシーオーダーやたばこ対策など多様な健康づくりを進める店舗を「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店として推進している。各店舗では、左記応援団ステッカー等を貼付している。



栄養教諭

児童・生徒の発育において、栄養状態の指導及び管理を行う職のこと。食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地元産農産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果もたらされる。

大阪エコ農産物

大阪府が関係者と協力して認証している環境にやさしい農法で生産した農産物。従来の栽培に比べて農薬と化学肥料の使用を半分以下にして生産した農産物のこと。

か行

教育ファーム

自然の恩恵や食にかかわる人々の活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組みのこと。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作業について2つ以上の作業を年間2日以上の間を行うこと。

孤食

家族と暮らしていながら、親や子どもがそれぞれ違う時間に一人ひとり食事を食べること。また、一人暮らしの人が一人で食べる食事のこと。

個食

家族そろっての食卓で特別の事情もなく、それぞれが自分の好きな料理を食べる食事のこと。

五感

視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚の五つの感覚のこと。

視覚：食べ物の色や形、盛り付けなど

聴覚：焼く、揚げるなど、料理の音や食べる時の歯ごたえの音など

嗅覚：食べ物のおいしそうな匂いなど

味覚：甘味や辛味、酸味、苦味など

触覚：食べ物の温度を感じたり、箸などきちんと使って食べることなど

さ行

残留農薬

出荷後も農作物に残っている農薬のこと。農薬は散布された後、風雨により洗い流されたり、日光や土壌微生物により分解されたりして減少するものの、微量ながら農作物に残留することがある。その残留量は食品衛生法により規制されているが、法律の改正により平成18年5月に食品中に残留する農薬の規制が大幅に強化された。

脂質異常症（高脂血症）

血液に含まれる脂質が過剰もしくは不足している状態。従来「高脂血症」と呼ばれていたが、平成19年4月、日本動脈硬化学会が病名を「高脂血症」から「脂質異常症」に変更した。

旬産旬消

「旬の生産物を旬の時期に食べる」ということ。旬のものをその季節に消費することは、生産や保存などにかかるエネルギーの無駄使いにならず、栄養価も高く、おいしい食べ方であると言われている。

食育SATシステム

センサーボックスに IC タグ内臓の実物大のフードサンプルを乗せるだけで瞬時に栄養計算ができるシステム。

食事バランスガイド

食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすくコマ型のイラストで示したもの。

栄養バランスのとれた食事をとること、適度な運動をすること、水・お茶といった水分は欠かせないものということを象徴的に表している。

自分自身の食生活を見直すきっかけになるものとし、「食事」の基本を身に付けるため、より多くの方々に活用されることを目的に作成された。



厚生労働省・農林水産省決定

食品の偽装表示

食品の産地を実際よりも優良なもののように偽ったり、期限表示を根拠もなく延長するなど、食品に実際とは異なる表示を行い消費者の食への信頼を裏切る行為。

生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」のこと。脂質異常症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、高尿酸血症、循環器疾患、肝臓疾患等がある。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気だが、生活習慣や食生活の改善により様々な病気の発症や進行を予防することができる。

た行

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味で使われる。

な行

中食

持ち帰り弁当、惣菜等そのまま食べられる状態に調理されたものを家に持ち帰って利用するもの。内食（家で調理し家で食事）と外食（外で食事）の中間に位置する。

日本型食生活

主食であるお米を中心として畜産物や油脂類と、しょうゆ、みそ、だしなどにより調理、味付けされた副食、さらには果実などがバランスよく加わった栄養バランスに優れた食生活のこと。

は行

8020運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動のこと。自分の歯で何でもおいしく食べて、健康でいきいきとした生活を送ることを目的とする。

ま行

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓に脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態をいう。

糖尿病、高血圧症、脂質異常症（高脂血症）の一手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気の危険性が急激に高まる。

や行

八阪神社 春季大祭

八阪神社で毎年4月の第一日曜日に執り行われ、通称「大蛇祭」と呼ばれている。その記録は寛政12年（1800）の「年中故事」にまでさかのぼり、明治期までは陰暦の2月8日に行われ、新春に農耕神を迎え五穀豊穡を願う神事。

ら行

リスクコミュニケーション

食の安全等について、消費者や食品等事業者、行政の間で情報、意見などを相互に交換すること。

6024運動

歯の健康づくりの目標として、60歳で自分の歯を24本あるようにしようという運動のこと。

食育かるた

	あ あさごはん きょうのはじまり たべようね		い いただきます！ たのしいしょくじの ごあいさつ		う うんちくん きょうもかいへん こんにちは
	え えいようの バランスとれば いっとうしよう		お おいしいな のこさずたべて げんきなこ		
	か かつおぶし てづくりだし かおりよき		き きゅうしょくは たのしいじかん みなえがお		く くるくると なえをうえてく トフラクター
	け けんこうは あかきみどりが まもってる		こ こごかなを たべてしょうぶな ほねになる		
	さ さむいひは かぞくみんな なべかこみ		し しょくいくを かるたであそんで みにつける		す すききらい なくしてせんぶ たべましょう
	せ せいけつに しょくじのまえの てあらいを		そ そのえがお おいしくたべよう ほくとわたし		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料



だんらんは
もつひとつの
えいようぞ



ちよつのなか
しよくもつせいで
おおそつじ



つくるひとに
かんしやをしめて
いたたきます



てあらいで
てからバイキン
にげだすよ



とりいれよう
しゆんのしよくさい
たつぷりと



なえはね
はちじゆうはちかいてまかけ
おいしくたんだま



にんじんは
カロテンいっぱい
おいしいよ



ぬるぬるの
なめしやなとつ
たへようね



ねるまえは
おかしダメダメ
むしばになるぞ



のこさない
ひとつぶのこめ
たいせつに



はしつかい
ただしいマナー
たいせつだ



ピフイススきん
ふやしてちまうを
げんきよく



ふとります
おやつなたへすぎ
テレビこ



へんきまうも
しゆつちゆうでできる
あさごはん



ほうちまうの
はんたいのは
ねこので



ま
まるかじり
とれたてきゅうり
おいしいな



み
みかんかき
くだものいくつ
いえるかな



む
むしばなし
しよくじのあとの
はみがきで



め
めんぼうを
じよつずにつかう
そばつくり



も
もちもちと
たへこたえある
こめパン



や
やめようね
よるのかんしよく
びよつきのもと



ゆ
ゆでやさい
かたてにのるりよう
いつかいぶん



よ
よくかむこ
からだもげんき
はもげんき



ら
ランニング
かるくはしって
しよくすすむ



り
りよつりする
ほくのどくいほ
たまこやき



る
るんたつた
おやつはてつくり
パンケーキ



れ
れんこは
ねつじやないよ
くまがおまきなただ



ろ
ろじようで
たへものたへる
ぎよつぎわるい



わ
わけあつて
せかいじゆつが
すこやかに